

独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令要綱

- 第一 業務方法書の記載事項について定めること。（第一条関係）
- 第二 中期計画の認可及び変更の認可を受けようとするときの申請書の提出並びに中期計画記載事項について定めること。（第二条及び第三条関係）
- 第三 年度計画の記載事項及び変更した場合の届出書の記載事項並びに各事業年度及び中期目標期間の業務実績の評価を受けようとするときの報告書の提出について定めること。（第四条から第七条関係）
- 第四 会計の原則、償却資産の取扱い及び財務諸表等について定めること。（第八条から第十一条関係）
- 第五 短期借入金の認可を受けようとするときの申請書の提出について定めること。（第十二条関係）
- 第六 重要な財産の範囲及びその処分等について認可を受けようとするときの申請書の提出について定めること。（第十三条及び第十四条関係）
- 第七 国から出資された土地の譲渡に関する報告書及び添付書類の提出並びに資本金の減少対象額等の通知等について定めること。（第十五条及び第十六条関係）
- 第八 積立金の処分に係る申請書の添付書類について定めること。（第十七条関係）

第九 附則

- 1 この省令の施行期日について定めること。（附則第一条関係）
- 2 成立の際の会計処理の特例について定めること。（附則第二条関係）
- 3 成立の際に出資された土地の譲渡に関して必要な事項を定めること。（附則第三条関係）
- 4 寄附金の経理について定めること。（附則第四条関係）